

北九州事業エリアにおける変圧器・コンデンサー等の  
処理完了に係るJESCOの取組について  
(取りまとめ)

令和元年10月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

# 目次

取りまとめの目的と構成

(参考)掘り起こしと総ざらい

掘り起こしについて(事実関係① 県政令市との連携)

掘り起こしについて(課題① 都道府県政令市との連携)

掘り起こしについて(事実関係② 経済産業省等との連携)

掘り起こしについて(課題② 経済産業省等との連携)

総ざらいについて(事実関係③ 都道府県政令市との連携)

総ざらいについて(課題③ 都道府県政令市との連携)

総ざらいについて(事実関係④ 収運関係)

総ざらいについて(課題④ 収運関係)

まとめ

## 取りまとめの目的と構成

本取りまとめは、平成30年度末の北九州事業エリアでの変圧器・コンデンサー等の処分完了に当たって当社が行った取組につき、その事実関係及び今後の課題を取りまとめて社内で共有することにより、今後各地で順次処理期限を迎えるに際して業務の参考とすることを主たる目的とする。

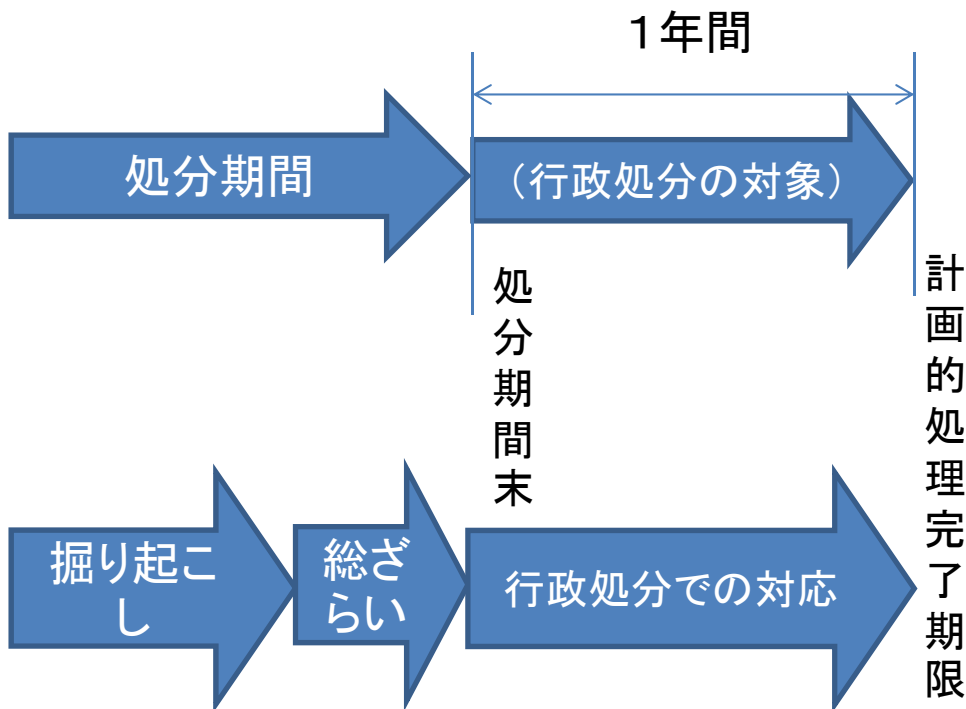
また、高濃度PCB廃棄物の処理については、関係者との連携のもとで実施されるものであることから、その内容には当然に、当社以外の者による取組に関する記載も含まれる。したがって本取りまとめについては、様々な機会を捉えて当該関係者にも共有し、参考としていただくことも企図している。

本取りまとめの構成としては、高濃度PCB廃棄物の発見から処理完了までの一連の流れを「掘り起こし」と「総ざらい」に分け、それぞれについて、事実関係、課題等を記載している。

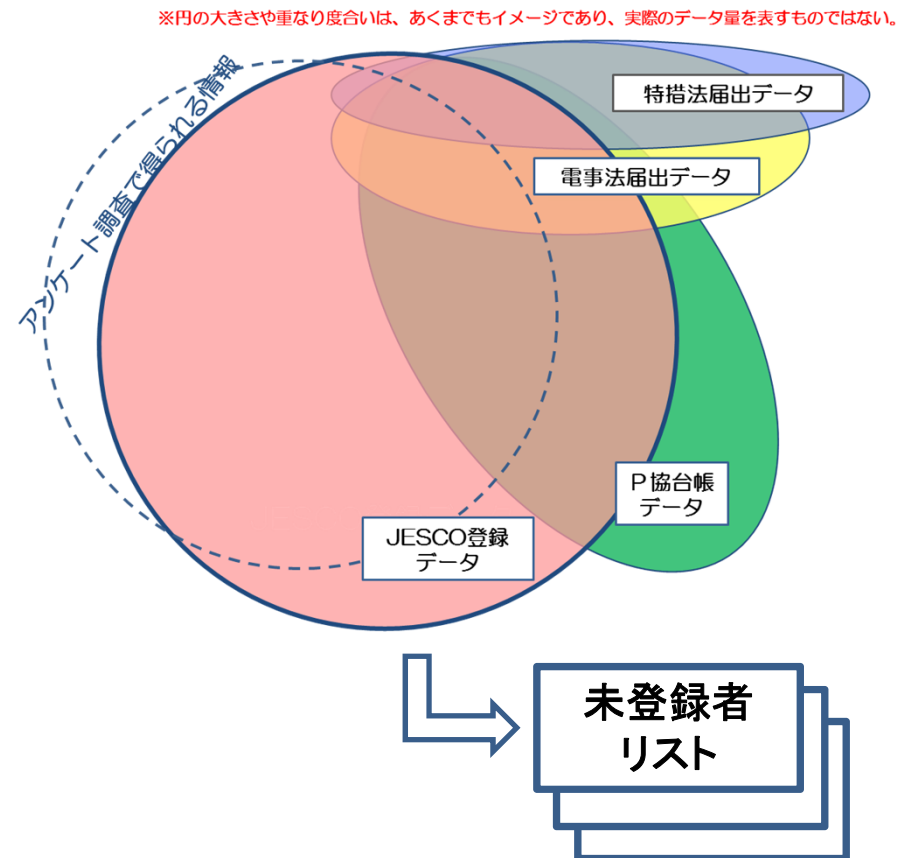
# (参考)掘り起こしと総ざらい

- 掘り起こしとは、高濃度PCB廃棄物について、県政令市が保管事業者に対して、PCB特措法の届出、JESCO登録(処理委託契約に先立つ機器情報の登録)を促していく活動。  
JESCOも、既存の制度等に基づくデータを集約する「データマッチング」等を通じ、協力して実施。
- 総ざらいとは、JESCOが、高濃度PCB廃棄物に係るJESCO登録を行った保管事業者に対して、JESCOとの処理委託契約締結を促進することにより、搬入・処理につなげていく活動。

## 掘り起こしと総ざらいの大まかな流れ(イメージ)



## データマッチング(高濃度PCB廃棄物)のイメージ

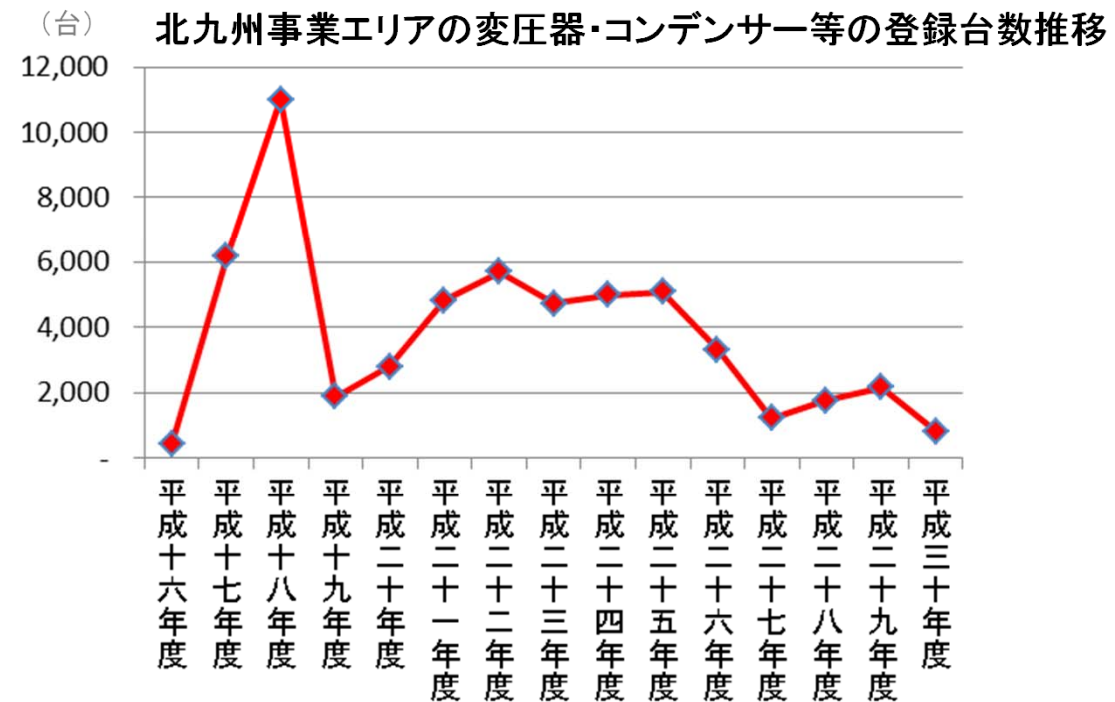
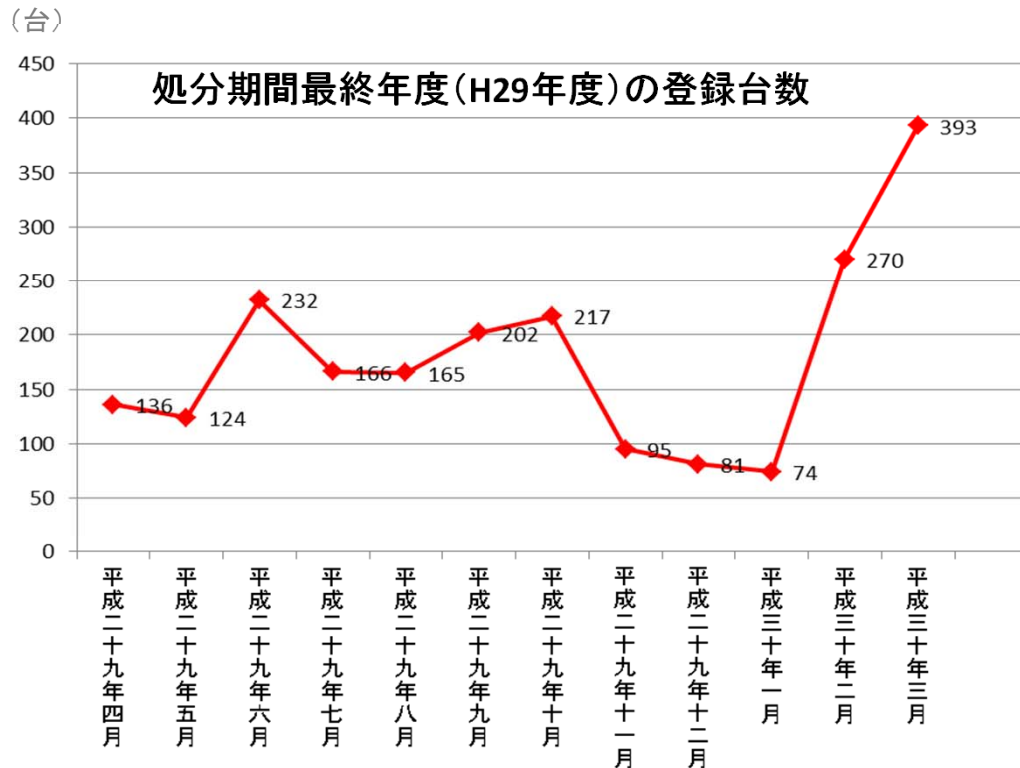


# 掘り起こしについて(事実関係① 県政令市との連携)

- 掘り起こしについては、PCB特措法第5条第2項に基づき、各都道府県政令市が実施。JESCOは、その後の円滑な契約・処理へと結び付けていく必要があること、処理計画の見通しを持つ必要があること等からも、都道府県政令市と協力し、連携を密にして関わっていく必要がある。
- JESCOは、県政令市が掘り起こしを効率的に行えるよう、JESCO未登録者リスト※1の提供を行った。
- JESCO登録が必要な保管事業者について、県政令市の要請に応じ、現場立ち入りに同行するなど、連携して対応した。
- 平成29～30年度まで掘り起こし作業は継続した。
- 処分期間末前の3か月(平成30年1～3月)には、環境省が放映したTVコマーシャルの効果で新規登録が急増。契約を進め、処分期間終了時点での未契約残は45件※2となった。

※1 PCB特措法に基づく届出データ及び電事法に基づく届出データと、JESCO登録データとのマッチング(突合)を行ったもの。

※2 うち13件は処理手続難航者。



北九事業エリアの累計登録台数に対する処分期間の最終年度(平成29年度)の登録台数割合は約4%

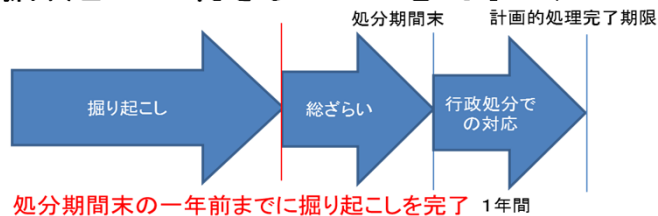
# 掘り起こしについて(課題① 都道府県政令市との連携)

- 県政令市のご要望に応じ、データの提供や現場同行は、ある程度機動的に実施することはできた。
- 契約について、新規登録が急増したが、保管事業者とのコミュニケーションを精力的に図り、処分期間末時点での未契約者数を比較的抑制することができた。
- 一方で、掘り起こしが総ざらいと並行して実施されたことで、北九州営業課の業務が増大し、複雑となった。
- 掘り起こしと総ざらいが並行しないようにするために必要なこととして、以下が挙げられる。
  - ・掘り起こしを処分期間末の1年前までに終えていただきたいことについて、県政令市のご理解を求めること。
    - 既に環境省とともに様々な機会を捉えてご説明中。
  - ・マッチングデータについて、積極的に提供すること。
    - 高濃度PCB機器の所在が記録されていたP協データ(紙媒体)を電子データへ整備し、P協データ/特措法データ/電事法データとJESCO登録済データとを突合し、未登録者リストの提供を行っているところ。
    - P協データの有用性や活用方法等について、都道府県政令市へ引き続き丁寧に説明する。
    - 未登録者リストを未処理事業者一覧表へと発展させ、JESCO処理歴のフィードバックや進捗管理を行う。
  - ・電気事業法のデータにつき、産業保安監督部から早期にデータの提供を受ける仕組みづくり→後述。
- なお、処理対象物の早期発見のためには、不法投棄パトロールや、産業廃棄物処理事業振興財団が管理する原状回復事業に係る助成制度の活用も有効と考えられる。

※処分期間後に発覚した不法投棄案件(1件)では処理完了迄8ヶ月を要した。コンデンサー91台他、処理費用61百万円。

※処分期間末の到来後に発覚した案件の中には、P協データに掲載されていたものもあった。

## 掘り起こしと総ざらいの理想的なスケジュール

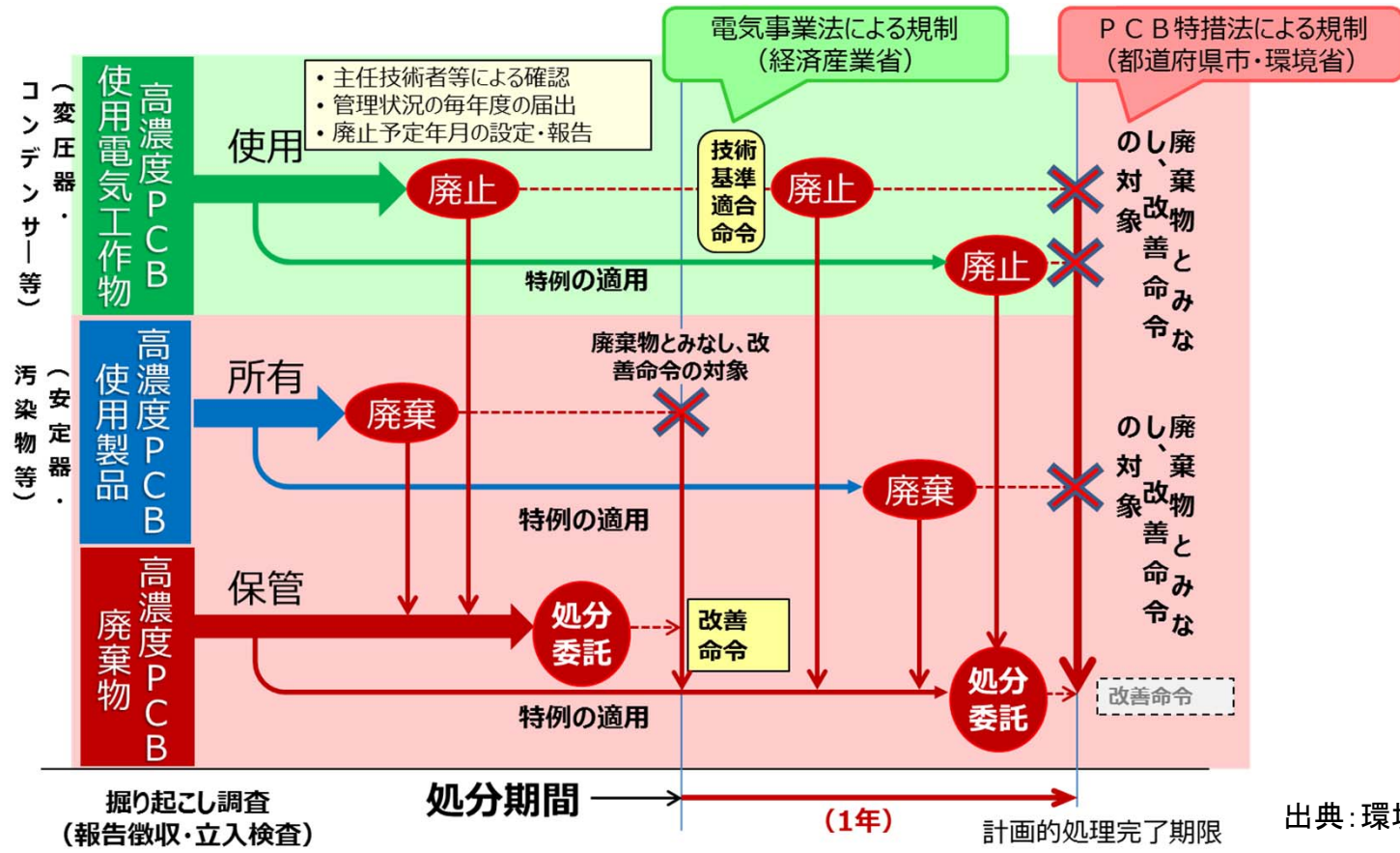


左記のスケジュールとすることにより、

- ・掘り起こしに必要な対応と総ざらいに必要な対応を分けて実施することができる。
- ・処分期間末までの間に処理手続難航者(行政処分対象候補)をできる限り減らしておくことができる。
- ・行政処分の対象となる処理困難案件が早期に特定できる。

# 掘り起こしについて(事実関係② 経済産業省等との連携)

- 使用中の高濃度PCB廃棄物についてJESCO登録を早期に行っていただくためには、電気事業法や電気主任技術者制度を所管する立場であることから、経済産業省との連携が必須である。
- 経済産業省本省には、事業者向け説明会を合同開催する等の連携協力をいただいた(平成27年～実施)。
- 掘り起こしの有効なツールである、産業保安監督部が保有する電気事業法の届出データについては、JESCOから依頼した当初は提供いただけなかったが、環境省地方環境事務所を通じて調整した結果、提供いただくことができた。しかしながら、ご提供いただいた時期には処分期間末が迫っており、早期の掘り起こしにつなげることができなかった。



出典: 環境省資料

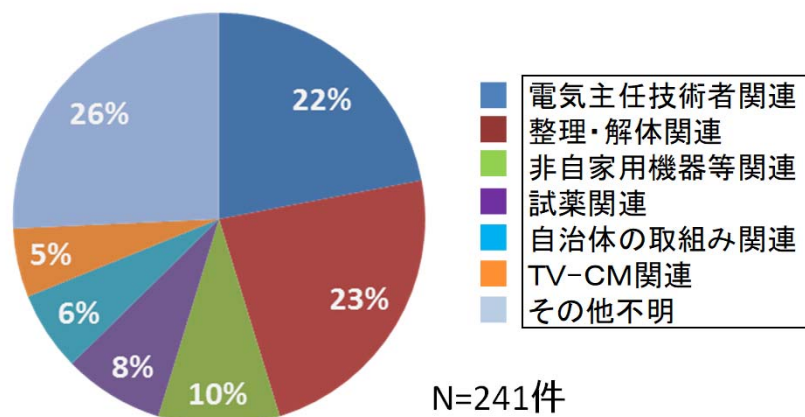
## 掘り起こしについて(課題② 経済産業省等との連携)

- 経産省本省には、事業者向け説明会を合同開催する等の連携協力をいただき、今年度も継続して実施中。
- 産業保安監督部からも、電気事業法の届出データをいただくことができ、自治体が行ったアンケートやPCB特措法届出データには無かったものであっても電事法データから掘り起こされた事例が散見されたことから、電事法データによる掘り起こしの有効性が改めて確認された。
- また、現在は各産業保安監督部から環境省を通じる形で電気事業法データをご提供いただき、当社においてデータマッチングを行い、都道府県政令市にご提供することができている。

一方で、

- 当社が提供したマッチングデータを活用して都道府県政令市が掘り起こしを実施していくに当たり、電気事業法データの更新分(廃止届等)は、時宜に適いかつ使いやすい形で提供いただくことが必要と考えられた。  
→他事業エリアにおいては、各産業保安監督部と調整し、既に協力を頂いている。今後、JESCO処理歴のフィードバックなど、効率的な進捗管理のためのシステム作りを進める。
- 処分期間終了後の新規発覚案件の中に電気主任技術者に発見していただいたものが一定程度あることも、電気保安関係者(電気主任技術者協会、電気保安協会等)の協力が有効であることを示している。  
→産業保安監督部からこれら関係団体等を通じた周知をしていただくよう、協力依頼していく。
- 他事業エリアでは、関係機関の協力の下、関係者会合(電気使用安全月間講習会等)の機会を有効活用し、早期処理の必要性について浸透を図っていく。

### 処分期間終了後に新規発覚したきっかけ



環境省資料をもとに  
JESCOで円グラフを作成

N=241件



## 総ざらいについて(事実関係③ 県政令市との連携)

- 処分期間末～計画的処理完了期限の1年間で、計画的処理完了期限に向けたルールが順次決定。
- 具体的には、11月9日付け環境省通知に基づき、以下の流れとなった。

### 【平成31年1月】

1月が保管事業者との通常の処理委託契約を認める最後の期間とされ、委託契約の早期完了のため「3+11運用」※を開始。この運用に従い、事案発覚後直ちに県政令市が保管事業者と直接接触。

### 【平成31年2～3月】

2～3月に発覚したものは、改善命令等を経ない“いとま無き代執行”にて対処。搬入期限は2月28日と設定したが、3月31日までに処理を完了できるものは、各県政令市と環境省との個別協議により、3月の搬入も受け入れた。

※3+11運用とは；

- ①各県政令市は、新規事案発覚後概ね3営業日以内に、JESCOとともに当該保管事業者と直接接して処理意向を確認。
- ②①で処理の意向が示されなかった場合は、各県市において“いとま無し代執行”の実施に向けた手続きを開始。
- ③②のほか、処理の意向が示されても概ね11営業日以内に契約の締結・発効に至らなかった場合にも、同様に“いとま無し代執行”の実施に向けた手続きを開始。

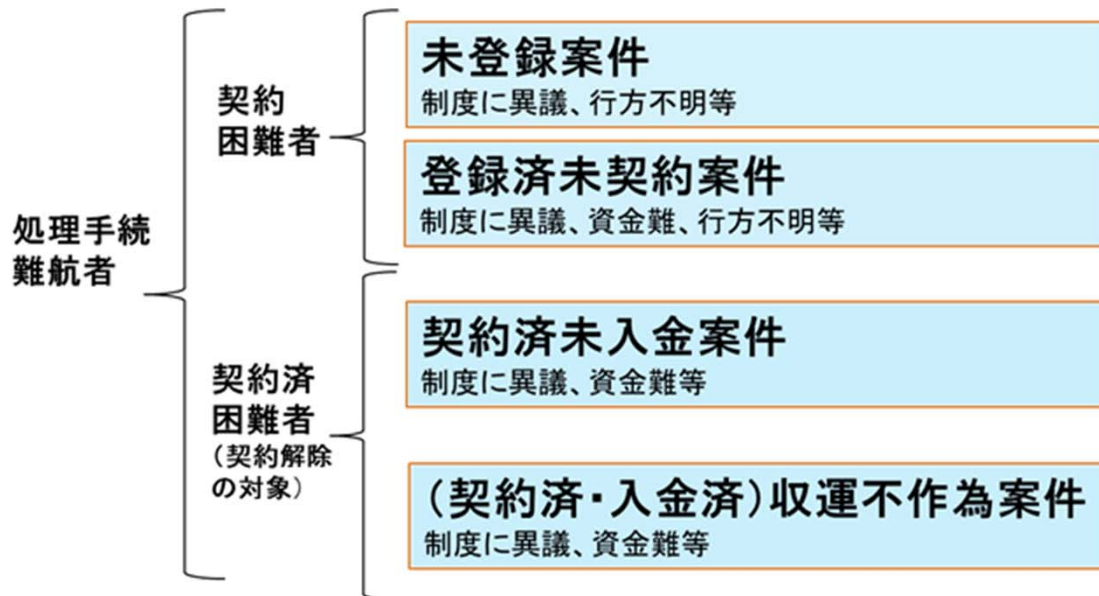
## 総ざらいについて(課題③ 都道府県政令市との連携)

- 平成31年1月の「3+11運用」開始後、事案発覚後直ちに県政令市が保管事業者と直接接触して対応していただけるようになったため、円滑かつ短期間での契約締結・発効が実現した。
  - 他事業エリアにおいては、この時期の対応ができるだけ生じないように、処分期間内に処分が行われるよう、処分期間末の1年程度前までに掘り起こし調査を終了することが重要な点について、環境省とともに説明に努めていく。また、処分期間末前の時点から都道府県政令市との情報共有を密にしておくとともに、処分期間終了後、早期から都道府県政令市に対応していただき、迅速な契約締結・発効が実現できるよう協力関係を築いていく。
- 「3+11運用」自体は迅速な案件処理のために必要かつ有効なものであったが、一方で「3+11運用」を日次で運用することになったことから、都道府県政令市・環境省・JESCOの間で、個別案件についての状況確認等の作業が日々輻輳した。
  - 他エリアにおいては、計画的処理完了期限間際の時期に対応すべき案件の数を抑制するため早期の掘り起こし・総ざらいを目指すとともに、スムーズな情報共有ができるよう、関係者における関連ルールの構築にJESCOとして早期から積極的に取り組む。

# 総ざらいについて(事実関係② 処理手続難航者対応)

- 処理手続難航者は、契約困難者と契約済困難者とに分かれる。
- 前者は、制度自体に異議があったり処理のための資金の捻出が困難であったりして登録や契約を行っていただけでない案件、行方不明であったりして保管事業者とコンタクトできないといったものである。
- 後者(契約済困難者)は、当社との処理委託契約は行ったものの、処理料金を入金していただけない案件、実際の搬入のために必要な収運業者との収運委託契約を結んでいただけない案件である。
- 契約済困難者への対応として、JESCOとして無催告解除方式の処理委託契約書を導入した(実績5件)。
- ただし無催告解除方式であっても、実際の解除には相当の困難が伴うことが分かった。また、環境省は処分期間終了後行政処分を行うべき方針を都道府県政令市宛に通知していたものの、無催告解除方式では、解除できなければ契約を結んでいることには変わりないため行政処分の対象とはできないことも課題であった。このため、無催告解除方式に替えて「発効条件付契約書」を導入した。

## 処理手続難航者の種類



## 発効条件付契約書とは

処理料金支払、収集運搬委託契約締結、収集運搬料金支払いを以て契約が発効する契約様式。

予め両方で合意した発効締切日までに契約が発効しなければ、自動的に「契約がなされていない」状態になる。

# 総ざらいについて(課題② 処理手続難航者対応)

- 「発効条件付契約書」の導入により、搬入・処分のために必要な条件(収運業者との契約等)を保管事業者の側で満たしていただくことを担保することができ、当該契約を締結できた者については、円滑な搬入・処分が実現した(実績93件)。

一方で、

- 営業業務としては、収運業者との契約状況、入金状況等についても確認が必要となり、かつ、それらの確認状況等の入力手段がシステム化されていなかったことから、相当の事務負担となった。

→システム化に向け作業中。

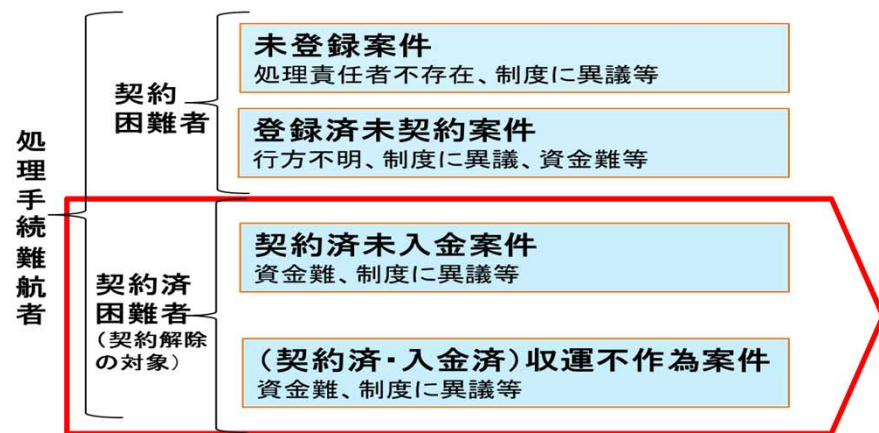
- 発効条件付契約書が決められた期日までに発効しなかったことを管轄の県政令市にご連絡しても、行政処分の実施までに時間がかかるケースがあり、その場合にはその後の処理スケジュールがより厳しいものとなった。

→環境省から北九州事業エリアにおける代執行に係る事例を自治体にご説明いただき、各種勉強会の場で代執行の具体的な進め方について既実施自治体から経験をシェアしていただくなどの対応を行っていただいている。

→地方環境事務所から都道府県政令市への働きかけも肝となるため、地方環境事務所との連携も重要。

- 期限が近付いても使用を止めない事業者への働きかけには、経済産業省等との、より一層の連携が必要。

## 処理手続難航者の種類



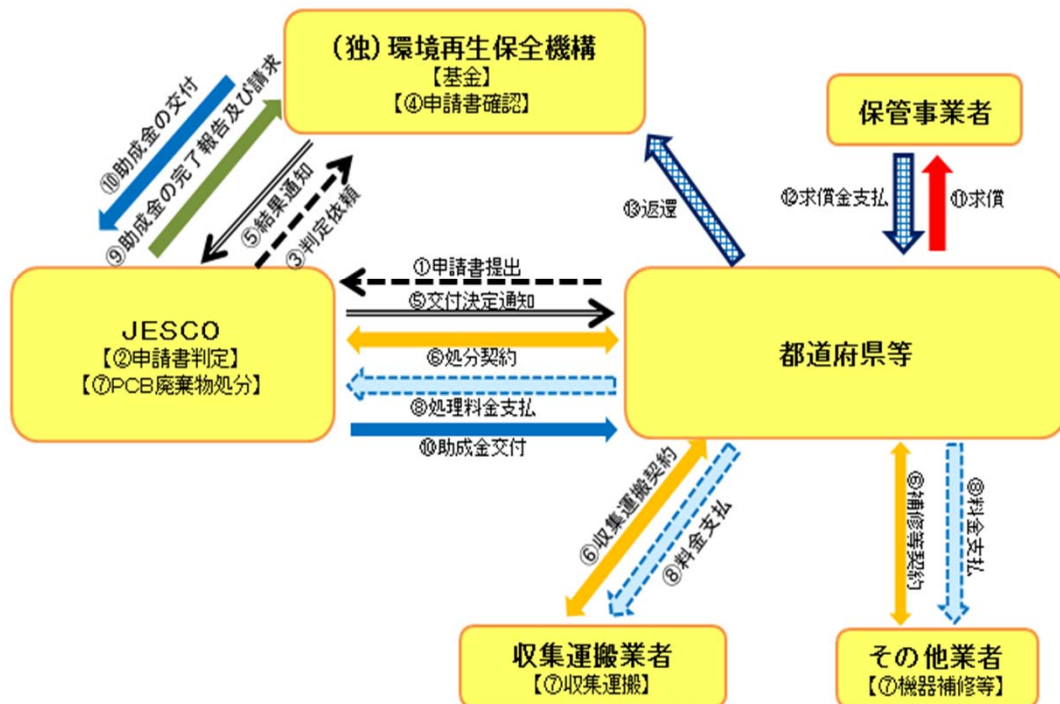
発効条件付き契約書の導入により、契約済困難者案件に対し、円滑な対応が可能となった。

# 総ざらいについて(事実関係③ 行政処分関係)

- PCB特措法上、処分期間終了後は行政処分(改善命令、行政代執行)の対象となる。
- JESCOとしては、都道府県政令市の求めに応じて、行政処分やその前段階の行政指導に同行する等した。
- (独)環境再生保全機構が管理する代執行基金を活用して、代執行の実施に伴い発生する費用(処理費用、収集運搬費用、機器補修等費用)について財政的支援を行う制度を事務運営。

※ 利用実績は、平成30年4月～平成31年1月は11件中11件(100%)、平成31年2～3月は25件中14件(56%)。

## 行政代執行に係る財政支援の流れ(イメージ)



The screenshot shows the JESCO website interface. The main navigation menu includes:

- PCB廃棄物を保管されている方へ (For those who have PCB waste stored)
- 全国5PCB処理事業所のご案内 (Introduction to 5 national PCB treatment sites)
- 会社情報 (Company Information)
- PCB廃棄物処理事業について (About PCB waste treatment business)
- 中間貯蔵事業について (About intermediate storage business)

The main content area features two large banners:

- PCB廃棄物の処理を進めています。** (We are advancing the treatment of PCB waste.)
- 中間貯蔵事業を行っています。** (We are conducting intermediate storage business.)

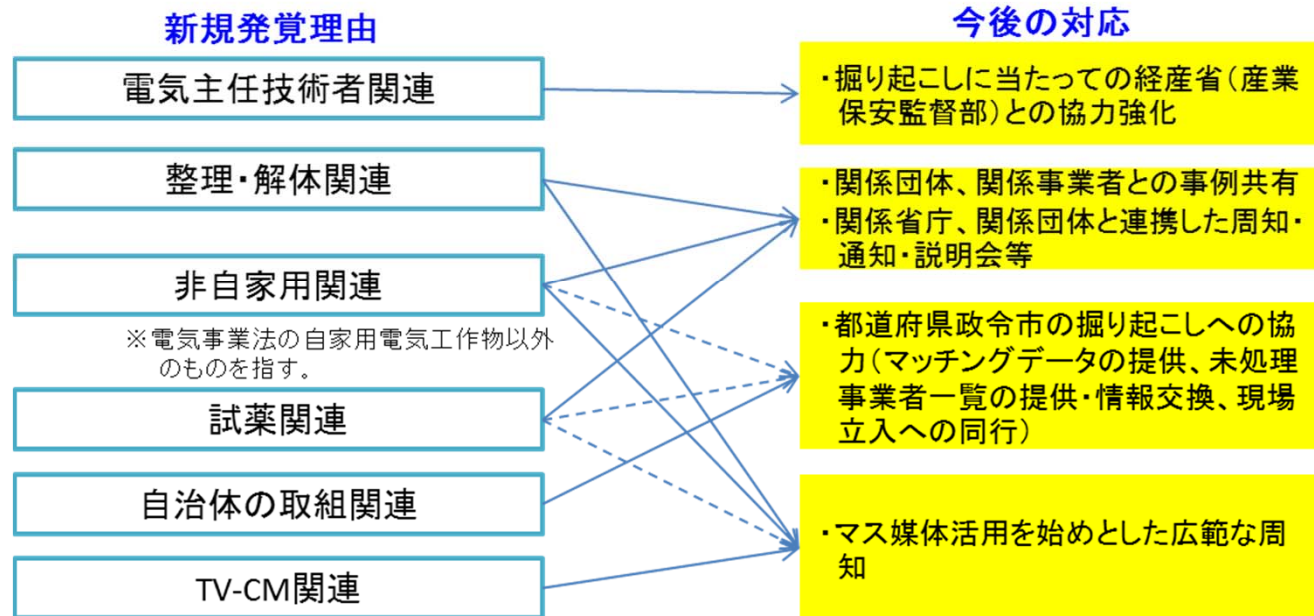
Below the banners, there are several service categories and download links:

- <登録申込書・変更届等のダウンロードについて> (About downloading registration forms and change notices)
  - お申し込み方法 (Application method)
  - 書式ダウンロード (Form download)
  - 登録後の変更届 (Change notice after registration)
- <助成金制度について> (About the grant system)
  - 中小企業等費用軽減制度 (Small business fee reduction system)
  - 行政代執行支援事業** (Administrative enforcement support business) - This item is highlighted with a red box and a red arrow.
- <安定器を使用または保管されている方へ> (For those using or storing stabilizers)
  - 使用中安定器調査、廃安定器の分別等推進のお願い (Request for investigation of stabilizers in use and promotion of separate disposal of old stabilizers)

# 総ざらいについて(課題③ 行政処分関係)

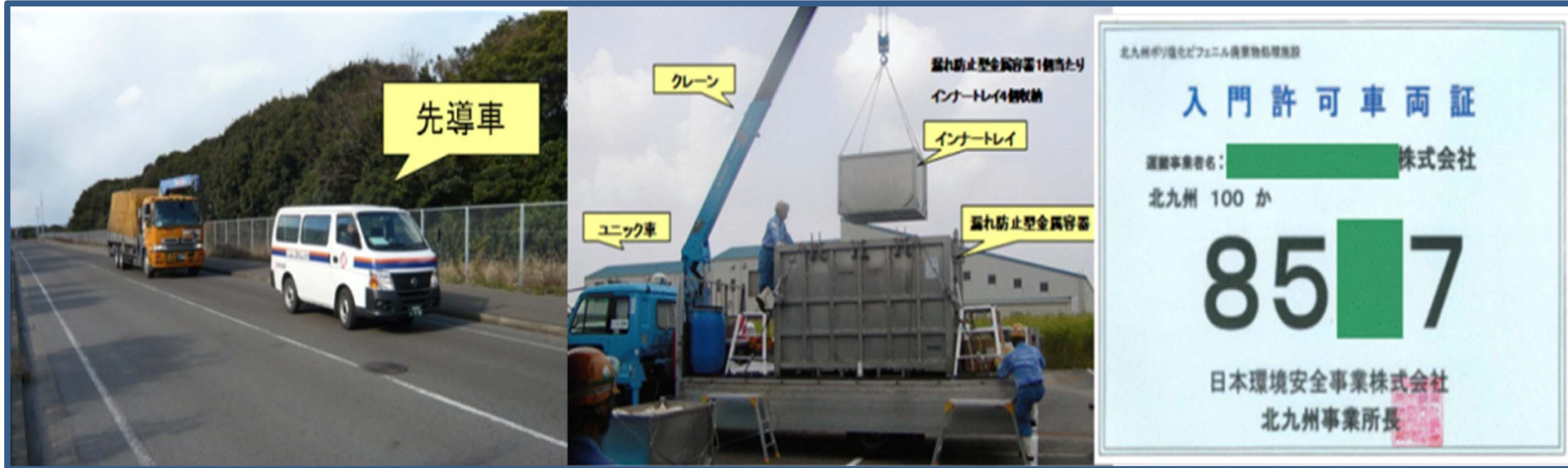
- 【再掲】発行条件付契約書が決められた期日までに発効しなかったことを管轄の県政令市へ連絡しても、行政処分の実施までに時間がかかるケースがあった。処分期間末を迎える前までの準備が肝要。
- 行政代執行の可能性を、処理手続難航者へご説明することで処理に同意いただいた例もある。ただし、態度を硬化される例もあったので、説明の仕方には注意が必要。  
→環境省から北九州事業エリアにおける代執行に係る事例を自治体にご説明いただき、各種勉強会の場で代執行の具体的な進め方について既実施自治体から経験をシェアしていただくなどを実施中。
- 行政処分(改善命令、代執行)には都道府県政令市職員の膨大な労力を要する一方、実施対象時期は処分期間末から計画的処理完了期限までの1年であるため、過密日程での作業が必要となる。  
→処分期間中の説得を通じ、処分期間末までに処理手続難航者(行政代執行候補案件)を可能な限り減らしておくため、環境省、自治体等と連携して対応していく。JESCOにおいても、北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等の知見を整理・蓄積し、行政からの問い合わせ等に対して機動的に対応できるよう体制を整備していく。

## 処分期間終了後の新規発覚理由から考えられる今後の対応



# 総ざらいについて(事実関係④ 収運関係)

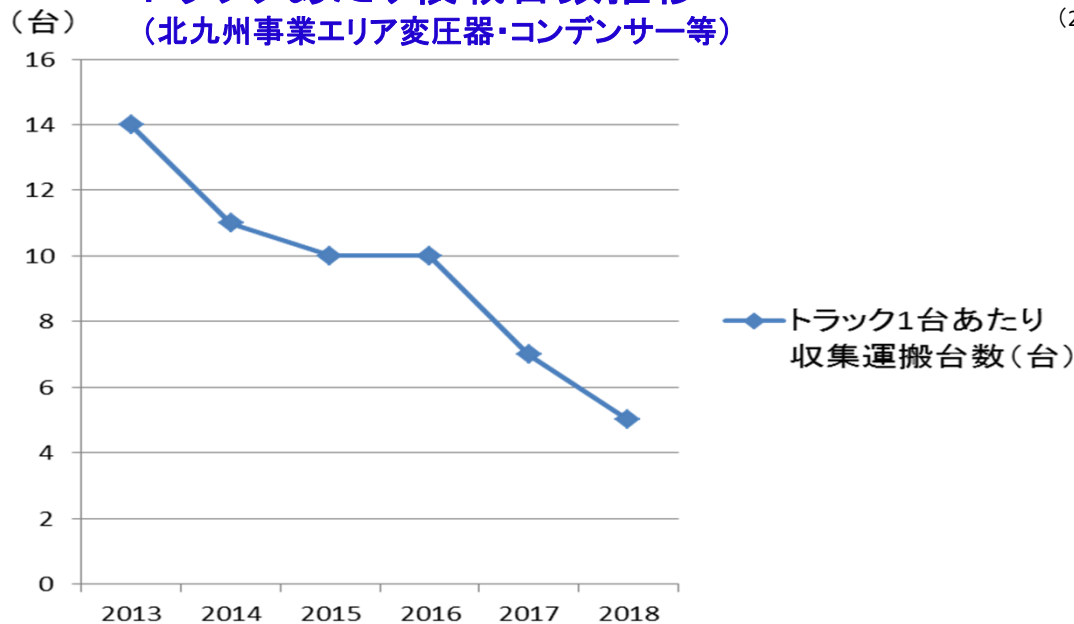
- 収集運搬に関し、各関係者のご協力をいただき、外部漏えいや事故トラブル等なく、最後の1便まで安全運行を達成した。
- JESCOとして以下の取組を行った。
  - ・保管事業者が確実に運搬車両を確保できるよう、収運業者の情報提供等により収運選定をサポート
  - ・収集運搬効率を上げる(満載にできるだけ近づける)ため、搬入日を特定して受け入れ
  - ・保管事業者の費用負担低減のため、安定器等との相積みによる効率的な収集を収運業者に提案



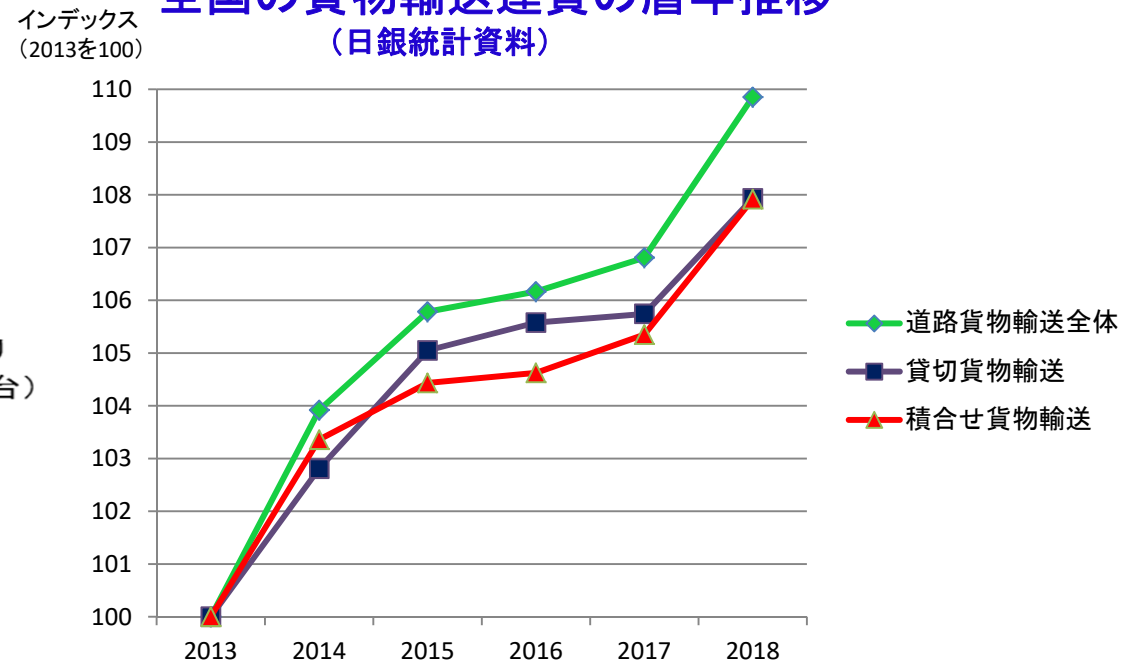
# 総ざらいについて(課題④ 収運関係)

- 北九州事業エリアの変圧器・コンデンサー等では、トラック1台あたりの積載台数は年々少なくなっていた(対象物の発生物量自体の減少により、相積み出来ずに荷台の空スペースが増加)。
- 加えて、ドライバー人手不足等からトラック運賃は年々上昇傾向にあることから、保管事業者の収集運搬費用負担の増大が予想される。
- 今後、収集運搬費用の負担増大が円滑な搬入のボトルネックとなる可能性が高い。
  - 搬出が遅れたためにルート回収できない者が生じないよう、搬入調整における収運業者とのきめ細かな調整をさらに行っていく。
  - 保管事業者へは、相積み相手先が多く存在する時期の間に前倒しで処理していただけるよう、働きかけを行う。

### トラックあたり積載台数推移 (北九州事業エリア変圧器・コンデンサー等)



### 全国の貨物輸送運賃の暦年推移 (日銀統計資料)





## まとめ

北九州事業エリアにおける変圧器・コンデンサー等の処理の完了に当たっての事実関係とそこから導き出されたポイントは、以下のとおりである。

- 掘り起こしから総ざらい、行政処分まで一貫して、都道府県政令市との連携協力が必須。
- 特に、県政令市との連携協力を早期に実施することにより処理手続難航者の発生を抑制していくことが、結果的には行政代執行対象案件の抑制にもつながる。
- 掘り起こしについては、環境省から都道府県政令市に助言されている通り、処分期間末の一年程度前までに終わっておくことで、処分期間末までの1年間は総ざらいに注力することができ、処理手続難航者（行政代執行対象候補）の抑制につながる。
- 使用中の高濃度PCB含有電気工作物へ対応していく観点からは、経済産業省・産業保安監督部との連携が必須。
- 収運面については、相積み相手先が多く存在する時期の間に処理していただくことが、収運費用面からも経済的であることを保管事業者へ説明し、早期処理の働きかけを行う。

JESCOとしては、上記要点を踏まえつつ、今後の他エリアの変圧器・コンデンサー等の計画的処理完了期限に向け、引き続き保管事業者の立場に立った丁寧な対応を心掛けながら、関係者と連携し、高濃度PCB廃棄物の処理を遂行してまいりたい。